

## 第4章 方法書についての意見と事業者の見解

# 第4章 方法書についての意見と事業者の見解

## 4.1 方法書についての愛媛県知事の意見と事業者の見解

方法書について、法第10条第1項に基づき提出された意見については、全文を記載し、これに対する事業者の見解を述べる。

方法書についての愛媛県知事の意見と事業者の見解を表4.1-1に示す。

表4.1-1 方法書についての愛媛県知事の意見と事業者の見解 (1/7)

### 1. 全般的事項

No.	愛媛県知事の意見	事業者の見解
1	環境影響評価の実施中に、現時点で想定していない環境への影響を及ぼす要因が判明したときや新たな知見が得られた場合には、必要に応じ選定されている項目及び手法の見直しを行うとともに、追加調査を実施すること。	新たに環境に影響を及ぼす要因が判明した場合又は新たな知見が得られた場合は、山鳥坂ダム環境検討委員会の助言を得ながら、省令第6条第7項に則り、必要に応じ選定項目の見直しを行うとともに、省令第12条第3項に則り、必要に応じ手法の見直しを行います。また、状況に応じ適切な調査を実施します。

### 2. 対象事業の目的及び内容

No.	愛媛県知事の意見	事業者の見解
1	方法書では、目的として記載されている洪水調節及び正常流量の確保の説明が十分になされていないが、準備書においては、当該ダムの建設によってどれだけの治水効果があるのか、また現状の河川流量がダム供用後にどのように変化し、正常流量が確保されるのかなどについて、具体的に住民にわかりやすく記載すること。	山鳥坂ダムの目的である洪水調節及び正常流量の確保については、「第2章 対象事業の目的及び内容」に記述しています。その具体的内容については、パンフレットや山鳥坂ダム工事事務所ホームページ（ <a href="http://www.skr.mlit.go.jp/yamatosa/">http://www.skr.mlit.go.jp/yamatosa/</a> ）等により、分かりやすく説明しています。なお、ダム供用前後の流況の変化については「6.1.8 生態系」に記述しています。
2	工事の実施に伴う粉じんや騒音・振動等の影響については、工事期間及び工程から粉じん等の発生が最大となる時期を想定し、予測・評価する必要があることから、準備書においては、予測の前提となった工事期間及び工程を明らかにすること。	粉じん等、騒音、振動等の影響については、工事計画を勘案し、環境影響が最大となる時期を想定して予測・評価を行いました。その予測対象時期については、事業全体の工事期間及び工程を示すとともに、予測地点毎、工事期間毎に対象となる工種が明らかになるよう「6.1.1 大気質」～「6.1.3 振動」に記述しています。

### 3. 大気質

No.	愛媛県知事の意見	事業者の見解
1	工事の実施に伴う粉じん等の影響については、建設機械の稼働だけでなく、工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する粉じん等についても予測・評価すること。	工事用車両の走行に伴う粉じん等については、未舗装の工事用道路を工事用車両が運行した場合の環境影響が懸念されることから、工種の一つである現場内運搬を対象として予測及び評価を行いました。その結果について「6.1.1 大気質」に記述しています。なお、一般道路における工事用車両の運行については、一般道路が舗装路であること及び工事区域の出口において粉じん等の発生要因であるタイヤに付着した泥等の洗浄を行うことから、一般道路の粉じん等の状況は工事の実施においても現況と大きく変わらないものと考えます。

表 4.1-1 方法書についての愛媛県知事の意見と事業者の見解 (2/7)

No.	愛媛県知事の意見	事業者の見解
2	<p>工事の実施に伴う粉じん等及び騒音・振動の影響について、対象事業実施区域から約 500mの範囲内の区域のみに予測地点を設けているが、工事用車両のほとんどは国道 197 号線及び鹿野川大橋を通過する。このため、国道 197 号線沿線や鹿野川地区の中心集落においても、粉じん等及び騒音・振動の影響を受けることから、学校や住居の存在等を勘案し、影響を的確に把握できる地点を、予測地点として追加すること。その際、工事用資材等の搬出入ルートや交通量等を明らかにすること。</p>	<p>一般国道 197 号については、主要地方道小田河辺大洲線からの工事用車両が分散することに加え、工事用車両台数が一般国道 197 号の一般交通量と比べて大幅に少ない<sup>*1</sup> ため、本事業による交通量の状況は工事の実施においても現況とほとんど変わらないものと考えます。また、本事業では対象事業実施区域内に建設発生土の処理場を設け、大部分の土砂運搬はこの区域内で行うことから、区域外への工事用車両の出入は可能な限り少なくしています。</p> <p>騒音及び振動の予測は、対象事業実施区域になるべく近く、通過する車両台数が大きくなる地点で行いました。鹿野川地区については、対象事業実施区域と一般国道 197 号を結ぶ主要地方道小田河辺大洲線が通っており、工事用車両が通過します。予測地点は、同一路線上で対象事業実施区域に近い側としており、この予測地点と鹿野川地区の区間の交通量はほとんど変化しないと考えられることから、現在設定している予測地点によって環境影響を把握することは十分可能と考えます。</p> <p><sup>*1</sup> 一般国道 197 号の交通量は平日昼間で 5,187 台/12 時間 (平成 11 年度道路交通センサス)、想定される工事資材の搬入ルートを一般国道 197 号とした時の工事用車両の鹿野川地点における通過交通量はピーク日でも約 80 台/日。</p>

4. 水質

No.	愛媛県知事の意見	事業者の見解
1	<p>河川整備計画において、山鳥坂ダムを含む 3 ダムの統合管理を行い、正常流量を確保することから、その具体的な内容を明らかにしたうえで、ダム供用後の水質予測を行うこと。</p>	<p>河川整備計画で位置付けられているダムの整備のうち、鹿野川ダムにおける発電容量の廃止、放流施設の増設及び選択取水設備の設置、山鳥坂ダムにおける選択取水設備の設置を勘案して水質予測を行いました。その結果については、「6.1.4 水質」に記述しています。</p>
2	<p>ダム供用後の水質については、鉛直二次元モデル等を用い予測することとしているが、予測モデルは現実との誤差を伴うものであることから、既存ダムの事例調査の結果や最新の科学的知見等を踏まえ、適宜補正するなど、予測精度の向上を図るとともに、予測対象時期であるダムの供用が定常状態となる時期についても、適切に設定すること。そのうえで、準備書では、予測精度が確認できるよう、検証に用いた既存ダムの諸元や周辺環境の状況及び現況再現性の検証結果などを具体的に示すこと。</p>	<p>山鳥坂ダム供用後の水質の予測においては、現時点で貯水池の水質の状態が安定している (定常状態) と考えられる既存の類似ダムを検証ダムとして設定して検証及び補正を行い、予測精度の向上に努めました。検証に用いたダムの諸元や周辺環境の状況及び検証結果については、「6.1.4 水質」及び「参考資料」に記述しています。</p>

表 4.1-1 方法書についての愛媛県知事の意見と事業者の見解 (3/7)

5. 地形及び地質

No.	愛媛県知事の意見	事業者の見解
1	ダム予定地周辺には、方法書で明示されている国土交通省所管以外の地すべり防止区域が存在するとともに、過去の調査においてもダム湛水に伴う崩壊・地すべり危険箇所が存在が指摘されている。このため、事業の具体化に当たっては、地盤環境への影響に配慮した計画とするとともに、地形・地質は地域の動植物や生態系の存続基盤となっていることから、これらの保全の観点からも「土地の安定性」を環境影響評価項目として追加すること。その際、事業者自らが実施している既往のボーリング調査等の結果を、明らかにされたいこと。	土地の安定性を確保することは事業の基本であり、地すべり防止区域等については把握しています。その結果については、「3.1.4 地形及び地質の状況」及び「3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域 その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況」に記述しています。 また、事業の実施にあたってはダムの湛水による影響について詳細な調査をして、必要な対策を講じることとしていることから、土地の安定性は十分に確保できるものと考えています。なお、具体的な対策については、周辺住民の方に説明を行いながら進めていきます。
2	土壌図、地形分類図及び表層地質図については、環境影響評価の基盤となる情報であることから、準備書においては、出典を明確にしたうえで、詳細がわかるよう正確な図面を作成するとともに、凡例を再整理すること。	土壌図、地形分類図及び表層地質図について、詳細が分かりやすいよう 1/75,000 の縮尺で「3.1.3 土壌及び地盤の状況」「3.1.4 地形及び地質の状況」に掲載しました。また、出典を明記するとともに、凡例を整理しました。

6. 動物

No.	愛媛県知事の意見	事業者の見解
1	かつてのクマタカの営巣木周辺地域においては、マツクイムシ等の影響より、アカマツの枯死などが見られることから、集水区域外に移動している現在のクマタカの営巣木についても、同様の状況となり、営巣地の移動も想定される。このため、引き続きクマタカのモニタリング調査を実施するとともに、営巣適地における営巣可能木の状態を十分把握すること。そのうえで、クマタカは一定の傾斜地に生育している針葉樹のうち大径木を営巣木として選択するため、今後の生息環境を十分把握できるよう、植生図と地形図とを重ね合わせることなどにより、将来の森林環境の状況変化について、解析を行ったうえで、予測・評価すること。	今後とも、クマタカを対象としたモニタリング調査を継続的に実施し、生息状況や営巣木の状態等の把握に努めます。 また、予測にあたっては、既設ダムの営巣地における地形条件や植生等の事例から、営巣環境について整理しています。なお、本環境影響評価では植生の状況については現況を踏まえて行動圏とその内部構造、狩り場など、複数の視点からクマタカの生息状況を把握したうえで、事業によるクマタカへの影響を予測・評価しました。その結果については、種の保全の観点から可能な範囲で「6.1.6 動物」に記述しています。
2	当該地域の生態系に与える影響を把握するためには、生物多様性の見地から、上位性の重要な種以外についても、現況を十分把握したうえで、対応していくことが求められる。これまでの哺乳類相調査では、当該地域に生息の可能性のあるジネズミ、ハツカネズミ、ドブネズミが確認されていないことから、引き続き精度を高めた調査の実施を検討すること。このほか、タヌキについては、当該地域で広く生息し、個体数が多く、捕獲が比較的容易な種であると考えられるため、テレメトリ調査等により、行動圏や移動ルートなどの把握に努めること。	生態系（典型性）の調査として、生息・生育環境の状況及び生息・生育する生物群集の状況について調査を行い、ネズミ類を含む生物群集についても把握していると考えます。 タヌキについては、哺乳類相調査の結果及び生態系調査の結果、生息や河川の利用状況、渡河状況について把握しています。

表 4.1-1 方法書についての愛媛県知事の意見と事業者の見解 (4/7)

No.	愛媛県知事の意見	事業者の見解
3	<p>カワネズミについては、現在四国では確実な生息情報はないが、過去において、カラ岩谷遺跡の地層から骨が確認されており、県内では最も生息の可能性が高い地域と推定されることから、当該種に注目した調査の実施を検討すること。</p>	<p>カラ岩谷遺跡から出土したカワネズミの骨は、少なくとも更新世後期以前のものとされており（鹿間・長谷川 1962）、一万年以上前のものと考えられます。また、環境省の実施する自然環境保全基礎調査においても四国では確認されておらず、他の文献でも四国での確実な生息情報がありません。このため、現在、調査地域での生息の可能性はほとんどないと判断しました。</p>
4	<p>コウモリ類については、その多くが愛媛県レッドデータブックで情報不足の種となっており、慎重な調査対応が必要であることから、引き続き、繁殖活動に配慮しつつ、かすみ網法による捕獲調査を行うとともに、当該地域における越冬場所の調査や洞窟調査を実施すること。</p>	<p>コウモリ類を対象とした調査については平成 11～13 年度、15 年度及び 16 年度に行っており、このうち、かすみ網による捕獲調査は平成 13 年度、15 年度及び 16 年度に実施しました。また、洞窟調査については平成 15 年度に実施しています。</p> <p>越冬調査については、一般にコウモリ類は冬季にあまり活動しないとされていますが、平成 15 年度冬季に可聴音を発するコウモリの生息が確認され、このコウモリが重要な種に該当するオヒキコウモリ又はヤマコウモリである可能性があったことから、越冬期の調査として平成 16 年度にバットディテクターによる調査を実施しました。以上のことから、コウモリ類に関する調査は十分行っていると考えます。</p> <p>以上の結果については、「6.1.6 動物」に記述しています。</p>
5	<p>当該地域の環境は、リス科の種の生息に適したものと考えられ、特にモモンガ及びニホンリスについては、生息状況を十分考慮したうえで、工事を実施する必要があることから、当該種に注目した調査を充実・実施すること。その際、生息地の水没や付替え道路の建設等による生息環境の分断の可能性のあることから、当該種の巣木・行動圏・移動ルート等を十分把握すること。</p>	<p>哺乳類相調査の結果、リス科として、モモンガ、ニホンリス及びムササビの 3 種の生息を確認しています。</p> <p>このうちモモンガについては、重要な種として、平成 15 年度～17 年度に計 130 個（10 個×13 地点）の巣箱を設置し、調査を実施し、その生息状況を把握しました。</p> <p>重要な種であるニホンリスについては、目撃法により確認が可能な種であることから、平成 11 年度の目撃法による哺乳類相調査で調査地域における生息状況を把握しました。</p> <p>これらの種については、その生態等から生息場と餌場の間を大きく移動しないと考えられ、生息環境の分断による影響は想定されないと考えられることから、移動ルート等の把握は行わず、現地調査結果と既存文献による生態情報から主要な生息環境を把握しました。</p> <p>以上の結果については、「6.1.6 動物」に記述しています。</p>

表 4.1-1 方法書についての愛媛県知事の意見と事業者の見解 (5/7)

7. 植物

No.	愛媛県知事の意見	事業者の見解
1	<p>現地調査で確認されている重要な植物種の一部に、同定ミスと考えられるものがあるため、再検討すること。また、一部には、地点情報が不明であり、確認位置が把握されていない重要な種があるが、移動ができない植物については生育位置、生育量などの情報が不明の場合、予測・評価が不可能である。このため、各年度の調査資料を精査するとともに、最新の重要な種の詳細が把握できるよう、必要に応じ再調査や追加調査を実施し、適切な予測・評価を行うこと。</p>	<p>確認された重要な種については、標本等により精査を行いました。</p> <p>また、愛媛県レッドデータブックの発行前に確認されており、その当時は重要な種ではなかったため、生育位置を把握していないものについては、「愛媛県レッドデータブック」発行後の平成 15 年度以降にその状況を把握するための調査を実施しました。これらの調査により植物の重要な種は十分に把握していると考え、その結果を踏まえて生育の状況を判断し、予測・評価を行いました。その結果については、「6.1.7 植物」に記述しています。</p>
2	<p>現地調査で確認されているクロモジ、ヒメクロモジ、ミヤコイバラ、クロムヨウランについては、重要な種としてあげられていないが、愛媛県では未記録種（県内分布が知られていない種）であり、県レッドデータブックの絶滅危惧種に相当する極めて貴重な種である。このため、地点情報を把握したうえで、重要な種として予測・評価すること。ただし、これらの種については、同定ミスの可能性も考えられるため、十分な確認を行うこと。</p>	<p>クロモジ、ヒメクロモジ、ミヤコイバラ及びクロムヨウランについては、文献等により、周辺地域での記録、あるいは隣県での確認があったため、方法書では生育する可能性があるとししました。これらはレッドデータブック等に掲載されている重要な種ではないため、確認地点を把握していないものがあつたことから、重要な種に追加し、平成 17 年度～18 年度に再調査を行いました。その結果については、「6.1.7 植物」に記述しています。</p>
3	<p>重要な種として現地調査で確認されているニッケイ及びシモツケについては、植栽からの逸出の可能性のあることから、予測・評価に当たっては留意すること。</p>	<p>ニッケイ及びシモツケについては、検討の結果、植栽からの逸出の可能性が高いと判断し、重要な種に該当しないと判断しました。その理由については、「6.1.7 植物」に記述しています。</p>
4	<p>現存植生図については、植物のみならず生態系等の環境影響評価にも活用できる重要なデータベースであり、当該地域の森林環境を的確に把握したうえで、作成する必要がある。このため、次の点に留意し、より精度の高い現存植生図を作成すること。</p> <p>①群落組成表によると、常緑広葉樹林のツブラジイ群落の中に、ツブラジイ、アラカシが優占する林があり、落葉広葉樹林のクヌギコナラ群落の中にも、コナラ、ナラガシワ、クヌギが優占する林が存在することから、各々優占種での区分を検討すること。</p> <p>②クヌギコナラ群落の中にクヌギが優占する林があるとしているが、愛媛県においては、クヌギが優占する二次林は少ないものと考えられることから、十分確認すること。</p> <p>③スギ・ヒノキ植生を一つの植生と捉えているが、それぞれ植生環境が異なるため、区分しての図化を検討すること。</p>	<p>植生図は、植生分布調査の結果をもとに、学術上及び希少性の観点から重要な群落を抽出するための基礎資料として作成しています。植生図に示される植生分布状況は、植物の予測だけでなく、生態系における動物・植物の生息・生育環境として把握することも重要であると考えており、地域における生息環境又は生育環境の状況を把握する観点から植生図をベースマップとして利用しています。</p> <p>これらの観点からの予測は、現在の植生図に示した植生区分で十分と考えられることから、詳細な群落区分は取り扱わないこととしました。</p> <p>なお、①及び③については、意見を踏まえて群落組成表を作成し、「山鳥坂ダム周辺の環境」(<a href="http://www.skr.mlit.go.jp/yamatosa/">http://www.skr.mlit.go.jp/yamatosa/</a>)に掲載しました。②については、植栽由来と考えられるクヌギ群落として確認しています。</p>

表 4.1-1 方法書についての愛媛県知事の意見と事業者の見解 (6/7)

8. 生態系

No.	愛媛県知事の意見	事業者の見解
1	過去の調査で集水域にクマタカの営巣地が確認されており、当該地域はクマタカの生息に適した環境が潜在的に存在しているものと考えられることから、引き続きモニタリングを行うとともに、今後の調査結果に応じ、上位性・注目種としての選定を検討すること。その際、営巣地の有無のみならず、クマタカの飛翔の範囲や頻度、ハンティングの状況などを総合的に踏まえ、検討を行うこと。	今後ともクマタカを対象としたモニタリング調査を継続的に実施します。環境影響評価の手続き中に、事業実施区域に新たなつがいが生息するといった状況の変化が認められた場合は、環境調査を実施し、評価をしたうえで対処します。
2	地域の生態系の上位性・注目種として位置付けられているオオタカ及びサシバについては、クマタカ同様、営巣木としてアカマツを選択するケースが多く、「6 動物 (1)」記載のとおり、アカマツの枯死等の問題も考えられることから、事業実施等に伴い森林環境が今後どのように変化していくかということを十分踏まえたうえで、予測・評価すること。	生態系（上位性）の予測・評価においては、現況の植生を踏まえて予測・評価を行いました。その結果については、「6.1.8 生態系」に記述しています。
3	上位性・注目種として、当該地域の哺乳類が想定されていないが、キツネについては、仮に外来亜種であっても、現時点では当該地域に定着し、生態系の上位に位置しているものと考えられることから、上位性・注目種としての選定を検討すること。	キツネについては、約 30 年前に害獣駆除のため外来亜種のキタキツネが導入されていることがわかっています。本種は、上位性として予測するために必要な情報を得ることが困難なため、上位性の注目種として選定することは適切でない判断しました。なお、オオタカとサシバを注目種として選定することにより生態系（上位性）は十分評価できると考えます。

9. 景観

No.	愛媛県知事の意見	事業者の見解
1	豊かな自然環境の中に新たに巨大な構築物が出現することとなるため、主要な眺望点からの景観のみならず、地域の身の回りの景観への影響についても、検討すること。	「地域の身の回りの景観」は、「人と自然との触れ合いの活動の場」の近傍の風景の変化として予測・評価を行いました。その結果については、「6.1.10 人と自然との触れ合いの活動の場」に記述しています。

10. 文化財

No.	愛媛県知事の意見	事業者の見解
1	当該事業実施区域は、周知の埋蔵文化財包蔵地「カラ岩谷遺跡」「敷水洞遺跡」「堀城跡」「家老屋敷」に該当しており、同区域内における工事内容等によっては、文化財保護法に基づく届出等が必要となることから、県教育委員会と事前に協議すること。	周知の埋蔵文化財包蔵地において工事を実施する場合は、教育委員会と協議を行い、文化財保護法に基づく通知を行います。また、必要な場合には、同法に定められる調査を実施します。
2	国指定天然記念物ヤマネの生息地に該当することも考えられるため、聞き取り調査を充実するとともに、現地調査における巣箱を増加させるなど、十分な調査を行ったうえで、適切な措置を講ずること。	ヤマネについては、文献により生息の可能性があると考えられるため、重要な種として選定し、現地調査及び聞き取り調査を実施しました。哺乳類の重要な種の調査(ヤマネ及びモモンガを対象)として、計 130 個 (13 地点、1 地点につき 10 個ずつ) の巣箱による調査を実施するとともに、樹洞調査を平成 15 年度～17 年度に実施しています。以上の調査の結果、ヤマネは確認できませんでした。

表 4.1-1 方法書についての愛媛県知事の意見と事業者の見解 (7/7)

No.	愛媛県知事の意見	事業者の見解
3	このほか、ダム建設予定地周辺には、県や市の指定文化財が存在していることから、これらへの影響を考慮し、十分な調査を行ったうえで、適切な措置を講ずること。	市の指定文化財としてカラ岩谷遺跡が事業実施区域内に存在することから、教育委員会と調整を図り関係条例（大洲市文化財保護条例）に基づく適切な対応を図ります。

11. 環境影響評価準備書の作成に向けて

No.	愛媛県知事の意見	事業者の見解
1	準備書の作成に当たっては、最新の科学的知見を取り入れるとともに、既存ダムのデータや対策を検証したうえで、予測・評価を行い、必要な環境保全措置を検討すること。	準備書の作成にあたっては、可能な限り最新の科学的知見及び既存ダムにおける知見を踏まえながら、予測・評価及び環境保全措置の検討を行いました。
2	準備書については、住民等にわかりやすい内容とすることはもとより、膨大な頁数となることが想定されるため、必要に応じ資料・データを別冊にするなど、編集方法にも意を用いること。	準備書は、法及び省令に則り作成するとともに、準備書を要約した要約書及びその内容等を簡潔に記載したパンフレットを作成し、一般の方にも内容が理解しやすくなるよう努めました。
3	住民等から動物や生態系などについて、多くの意見が寄せられているが、より科学的な議論ができるよう、わかりやすい形で環境影響評価制度の趣旨や動植物の生態等の情報提供に努めるとともに、可能な限り調査結果を開示するなど、住民等に十分説明する機会を設けること。	準備書の作成にあたっては、調査、予測、評価、環境保全措置等の内容が理解しやすい記載となるよう努めました。 また、準備書の説明会の開催にあたっては、環境影響評価の趣旨及び準備書の内容を簡潔に記載したパンフレットを作成するなどにより、住民等への分かりやすい情報提供に努めたいと考えています。なお、調査結果については、山鳥坂ダム工事事務所ホームページ（ <a href="http://www.skr.mlit.go.jp/yamatosa/">http://www.skr.mlit.go.jp/yamatosa/</a> ）において可能な範囲で公開しています。

12. その他

No.	愛媛県知事の意見	事業者の見解
1	ダムの建設によって、新たな湖水面が出現することから、ダムの存在が、周辺地域の特徴的な気象現象である「肱川あらし」など微気象へ及ぼす影響について、鹿野川ダム完成前後の状況を地元から聞き取り調査するなど、可能な限りの調査を行い、検討されたいこと。また、山鳥坂ダム完成前後の年間の霧発生日数等を把握し、微気象への影響を検証されたいこと。	肱川あらしは、大洲盆地で発生した霧が気圧差によって肱川河口に向かって強風となって流される現象で、一般的には毎年11月頃から翌年3月頃の早朝の晴天の日に発生しています。 なお、山鳥坂ダム周辺の霧発生日数については現在も調査をしており、引き続き把握に努めるものとします。



## 4.2 方法書についての意見の概要と事業者の見解

方法書について、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。以下本章において同じ。）第8条第1項に基づき提出された意見書は20件であった。その提出された意見について、意見を項目別に分類し、意見の概要として要約を記載し、これに対する事業者の見解を述べる。

方法書についての意見の概要と事業者の見解を表4.2-1に示す。

表4.2-1 方法書についての意見の概要と事業者の見解（1/16）

### 1. 調査、予測及び評価の手法に関する意見

#### 1.1 全般

No.	意見の概要	事業者の見解
1	調査、予測及び評価手法の選定理由について、どの省令を根拠としたかを示すなど、分かりやすい方法書とすべきである。 (同種 全2通)	「ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第一号）」（以下、「手法に係る省令」という）を「参考資料」に添付しました。
2	環境省発行の「参加型アセスの手引き」で、コミュニケーションについて、闊議アセスから手順的に強化されているとあり、質の高いコミュニケーションが要求されるようになったと述べている。そして、事業者と住民等とのコミュニケーションを強化する「参加型アセス」と名づけた方式を提案している。また、コミュニケーションの前提となる情報を使いやすく集約して地図情報とした、「環境アセスメントベースマップ」を整備することの必要性が報告されている。このような先進的な取組みを、今回のアセスメントで取り入れ、準備書を事業者側と住民等が、十分コミュニケーションできる舞台を作るべきである。	住民への説明会やホームページへの掲載を通じて、できる限り可能な限り住民の皆様とコミュニケーションを図りつつ環境影響評価を進めていきます。
3	自然環境に対していかに影響を与えないように開発するか、経費節減と、調査方法の改善が望まれる。一例として優秀な「レンジャー（国立公園監視員）」を活用することが考えられる。レンジャーを地域に常駐させることにより、保護活動を行いながら自動的に生きた調査データが集積できる。調査のために対象区域を損傷している側面が強い従来の方式を改め、保護しながら調査データを得、同時に市民の理解を深める場とすることのできる、新しい制度を導入すべきである。	本環境影響評価では、できる限り既存の自然環境に影響を与えないように配慮しながら、効率を重視した適切な方法で調査を行っていると考えます。 調査人員等については、例えば、陸域の上位性の注目種となる猛禽類の行動圏は広く、調査範囲が広大であるため、上位性の注目種の生息状況を調査するためには多くの調査地点と調査回数が必要であり、それに伴った人員数が必要となります。 さらに、環境影響評価における調査項目は、動物、植物、生態系と多岐にわたっていることから、それぞれ専門の調査員が必要であるとともに、影響予測の基礎資料として把握すべき時期（繁殖期等）には集中的に調査する必要が生じます。このため、少数のレンジャーにより、多岐にわたる調査項目をカバーすることは専門性の観点から困難と考えています。

表 4.2-1 方法書についての意見の概要と事業者の見解 (2/16)

1.2 地形、地質

No.	意見の概要	事業者の見解
4	<p>山鳥坂ダムを建設するに当たり、ダムサイトや周辺の地形条件、地質条件からの検討は最も重要だが、方法書ではこれが極めて軽視されている。地形や地質の項目では、調査の方法、地点、期間などの具体的なことは何一つ書かれていない。また、環境検討委員会に地形や地質の専門家が入っておらず、これまでの調査結果を報告し、検討したり助言を受けたりする考えがないものと察せざるを得ない。地すべりについては住民も大きな不安を抱いており、方法書で地形・地質についての真剣さの見えない記述は、住民の危惧を大きくするものであるので、熟考してほしい。</p>	<p>手法に係る省令に定められている環境影響評価における地形及び地質の項目では、天然記念物等の学術上又は希少性の観点から重要なものを対象としています。</p> <p>土地の安定性を確保することは事業の基本であり、地すべり防止区域等については把握しています。その結果については、「3.1.4 地形及び地質の状況」及び「3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域 その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況」に記述しています。</p> <p>また、事業の実施にあたってはダムの湛水による影響について詳細な調査をして、必要な対策を講じることから、土地の安定性は十分に確保できるものと考えています。なお、具体的な対策については、周辺住民の方に説明を行いながら進めていきます。</p>

1.3 動物

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>地元住民などからの「聞き取り調査」は、現場の環境を知るために重要と思われるが、「調査項目」として挙げてあるだけで実績・内容がどこにも示されていないので、追加すべき。 (同種 全6通)</p>	<p>生態系においては、地域の歴史の変遷を把握するために、地域の歴史に詳しいと考えられる方にヒアリングを実施しています。それらの聞き取り調査結果については、「3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況」及び「6.1.8 生態系」に記述しています。</p>
6	<p>生息・繁殖環境の特殊性と回復の難易度、生活様式と行動の制約性、繁殖・個体数回復の難易度を優先項目として検討することが重要である。</p>	<p>生息・繁殖環境等については、生態情報として可能な範囲で既存文献等から把握し、その結果を「6.1.6 動物」及び「6.1.7 植物」に記述しています。</p>
7	<p>鳥類についてダム建設により最も影響を受けると考えられる水没地域内に生息する鳥類を明らかにし、その移動経路、繁殖場所に関する情報を得られる調査を行うべきである。</p>	<p>重要な種については、水没地域内(貯水予定区域内)はもとより、対象事業実施区域及びその周辺の区域(事業により改変される区域から概ね500m 拡張した範囲)を調査地域として、分布、生息状況、生息環境の状況及び繁殖に関わる状況を調査しました。また、河川域を生息環境とする重要な種についてはダム下流の小田川合流点までを調査地域としました。その調査結果については、「6.1.6 動物」に記述しています。</p>
8	<p>鳥類の重要な種についての調査では、鳥類の行動と確認された環境を詳細に記録し、生息を規定している環境要因を明らかにし、また、繁殖期においては個体数の推定が可能な方法を用いて調査を行うべきである。</p>	<p>鳥類の重要な種については、予測・評価に必要な情報として、調査地域における分布、生息状況、生息環境の状況及び繁殖に関わる状況を調査しました。また、クマタカ等についてはつがい数も把握しています。その調査結果については、「6.1.6 動物」に記述しています。</p> <p>なお、調査手法については、「山鳥坂ダム環境検討委員会」の専門家の指導、助言を適宜受けながら設定しています。</p>

表 4.2-1 方法書についての意見の概要と事業者の見解 (3/16)

No.	意見の概要	事業者の見解
9	<p>鳥類について事業予定区域内のこれまでの現地調査において、年度によって確認された種数に大幅な違いがある。鳥類相の把握は調査の技術量、努力量と比例するため、平成 15 年度に実施した調査と同様の調査を最低後 1 年は実施すべきである。</p>	<p>調査年度により、同じ鳥類調査であっても、調査対象や、調査時期、調査地点・経路が異なっているため、確認種数に大きな違いがあります。また、鳥類相については平成 3 年度～4 年度、7 年度～9 年度、11 年度、13 年度に調査を行っており、また、重要な種については、平成 8 年度、9 年度及び 11 年度～17 年度に調査を行っています。以上のことから、調査地域における鳥類相は十分把握出来ていると考えます。調査内容及び調査結果については、「6.1.6 動物」及び「参考資料」に記述しています。</p>
10	<p>環境検討委員会の議事録では、「事業実施区域にクマタカが帰ってきたり、新たにつがいが生息するような状況の変化が生じた場合、適正に対処する」と言っているが、帰ってきた時というのではなく、今まで同様、調査すべきである。</p>	<p>今後ともクマタカを対象としたモニタリング調査を継続的に実施します。環境影響評価の手続き中に、事業実施区域に新たなつがいが生息するといった状況の変化が認められた場合は、環境調査を実施し、評価をしたうえで対処します。</p>
11	<p>環境省（当時環境庁）発行の「猛禽類保護の考え方（特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて）」のクマタカとオオタカの調査期間の項に、「2 営巣期を含む 1.5 年以上の調査期間とする」とある。アセスメントの調査が手抜きなく行われることを示すために、十分な内容で期間を取り行うべきである。また、「戦略的環境アセスメント総合研究会報告書」によると、計画等の策定段階での検討の結果がそのまま事業の実施段階においても活用できる場合には、作業の重複を回避するため、SEA の結果を事業の実施段階での環境アセスメントにおいても活用することが重要であるとされているが、計画等を策定する段階と事業の実施段階とで決定する事項の内容やその詳細さの程度は、基本的には異なっていることを十分理解する必要がある（異なっているからこそ、それぞれの決定を行うのである！）、とされており、正確さを期すために詳細な調査を十分な期間を取って行うべきである。</p>	<p>山鳥坂ダムでは、クマタカ、オオタカについて平成 9 年より平成 18 年までに生息分布調査及び 7 営巣期の内部構造調査を実施しており、十分な期間調査を行っていると考えます。</p>
12	<p>調査地域内における、クマタカの営巣可能木についての調査がなされていない。          ・ 2 年前まで営巣繁殖を把握していながら、その最大の条件である「営巣木の調査」がなされていないか、報告されていない。          ・ 事業区域内で、そのような「営巣可能木」が最近伐採されたという地元住民の問題提起がある。伐採跡の切り株から、伐採時期、状態、大きさなどは十分に把握できるものである。その伐採の目的、発注者の所在氏名についての調査を行わなければならない。影響評価の重要な項目の一つである認識がなされていない。          残存する営巣可能木の調査が行われていない。          今後の生息の可能性に関する環境影響評価の重要な基礎となる部分の欠落である。</p>	<p>クマタカの営巣木については、調査を実施しており把握しています。また植生、地形条件等から営巣適地の解析も行っており、その結果を種の保全の観点から可能な範囲で「6.1.6 動物」に記述しています。</p>

表 4.2-1 方法書についての意見の概要と事業者の見解 (4/16)

No.	意見の概要	事業者の見解
13	クマタカ等の鳥類調査は、個人の偏った見識による判断や誤謬、誤認を防ぐため、一般に数名ないし、数十名のプロジェクトチームを編成して行うのが常識であるが、その方策がほとんどとられていない可能性が伺える。調査員の実態を明らかにすべきである。	猛禽類調査は「猛禽類保護の進め方〔特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて〕（1996 環境庁自然保護局野生生物編）」及び「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法（2001 ダム水源地環境整備センター）」（以下、「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法」という）に示されている調査方法に基づき、調査地域全体が観察できるように調査地点を配置し、調査目的に応じて、およそ 10 名（最大で 15 名）の体制で行ったものであり適正と考えます。
14	環境検討委員会の議事録等によると、クマタカに関する調査地点の設定など、猛禽類の調査には不適切な設定（調査地点数、場所、調査員人数、期間、季節などが公開部分では不明）が見られる。調査が極めて長時間に渡っておりクマタカへの悪影響が懸念される。また、ホームページで「9 年間、のべ 1000 時間以上に及ぶクマタカ等猛禽類調査を実施してきました」とあるが、調査は「量」ではなく「質」である。可能ならば最短時間で全ての解析が可能な調査を行うべきである。	調査は「猛禽類保護の進め方」及び「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法」に示されている調査方法に基づき実施したものであり適正と考えます。
15	クマタカの飛翔出現について、意識的に過小評価している。環境検討委員会の議事録では「平成 14 年以降、繁殖や採餌などの主たる活動の場が、事業実施区域及びその周辺では確認されなくなっている」としているが、上空に飛翔している行動そのものが採餌や繁殖の基本行動であり、頻繁に区域内に出現する「飛翔現象」を正確に理解していないか、理解しようとしていない。環境影響評価は「繁殖」のみを見るものではない。また、厳しい生息環境であればあるほど広い採餌場を必要とする猛禽類についての基本的な視点の欠如と観察姿勢の偏りが見られる。	調査は「猛禽類保護の進め方」、「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法」に基づき、専門の調査員が行っており、適正と考えています。 個体識別によるつがいとフローターの判別、繁殖等の指標となる指標行動、ハンティング行動等の飛翔のもつ意味合いやハンティングエリアも上記の文献を参考に把握しています。
16	方法書では、クマタカなどの鳥類の調査方法について、「ラインセンサスや定位記録法、踏査」という記載しかなく、「生活圏がそこにはない」、「注目種に該当しない」の根拠となるものが見当たらない。評価の基礎となる調査の妥当性を判断できるように調査内容及び結果について詳細に示すべきである。	クマタカの調査は「猛禽類保護の進め方」及び「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法」に基づいて実施したものであり適正と考えます。その調査内容及び結果については、種の保全の観点から可能な範囲で「6.1.6 動物」及び「6.1.8 生態系」に記述しています。
17	鳥類についての影響予測の手法についてどのような解析を行うのか具体的に記述すべきである。	動物の重要な種については、既存知見による生態情報及び現地調査における確認状況から主要な生息環境を推定し、その改変の程度等から予測を行いました。それらの予測の手法については「6.1.6 動物」に記述しています。
18	平成 14 年以降の実態だけで、しかもごく近くへ営巣地、というよりも営巣木が移動したのみで、クマタカが事業実施区域から居なくなったとするのは無理がある。科学的な調査としては以降最低 5 年間、過去に営巣していた環境の徹底的な分析と移動の原因、今後の推移について特に注目し調査する必要がある。	クマタカが居なくなった原因について特定することは、困難であると考えています。なお、今後とも、クマタカを対象としたモニタリング調査を継続的に実施し、その調査結果を総合的に検討し、状況の変化が認められた場合は、適切に対処します。

表 4.2-1 方法書についての意見の概要と事業者の見解 (5/16)

No.	意見の概要	事業者の見解
19	<p>クマタカが事業実施区域から居なくなった理由について科学的根拠を見出すためには、現地を長期的に観察し、食物連鎖の下位に位置する生物の異変や人為的原因などについての調査研究も併せて行うことが環境保全上必要不可欠である。クマタカを注目種の代表として、綿密な調査を行って初めて本当の環境アセスメントといえる。</p> <p>ある生物の不存在をサイエンスとして実証するためには、10年単位ぐらいでの長期的調査を集積して始めて結論付けることができるものと考えられる。</p>	<p>今後ともクマタカを対象としたモニタリング調査を継続的に実施します。環境影響評価の手続き中に、事業実施区域に新たなつがいが生息するといった状況の変化が認められた場合は、環境調査を実施し、評価をしたうえで対処します。</p>
20	<p>クマタカが居なくなった時期に、地質調査のために木を切ったり、ボーリング調査が行われていたりしたと聞いている。人為的な影響により以前とは違った環境にしたと言える。これがクマタカのいなくなった原因か否かを検証するために、まず異常現象の無かった状態（H13以前の状態）に戻して、その状態で5年間以上観察することを提案する。</p> <p>仮に、H17の時点で検証が可能だという場合は、根拠を明示してほしい。</p>	<p>今後ともクマタカを対象としたモニタリング調査を継続的に実施します。環境影響評価の手続き中に、事業実施区域に新たなつがいが生息するといった状況の変化が認められた場合は、環境調査を実施し、評価をしたうえで対処します。</p>
21	<p>方法書では、予測地域は現地調査の調査地域と同様とするところがあるが、クマタカは絶滅危惧種であることから、ダム建設予定地周辺の樹林を工事騒音などで攪乱すべきでない。</p>	<p>工事中の騒音・振動については、低騒音・低振動型建設機械を使用する等により、可能な限り騒音・振動の低減を図ります。また、工事区域の周辺部への立ち入りを制限する等により、事業による影響をできる限り低減するように努めます。</p>
22	<p>ヤイロチョウのここ数年の、繁殖の可能性の高い生息についての認識がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境検討委員会「議事録」には、ヤイロチョウの文言すらない。2001年あたりから毎年、工事区域内（特に水没区域内の林）でたびたびつがいが観察され、写真撮影が行われた例も少なくない。</li> <li>・「方法書」にヤイロチョウについての影響評価がなされていない。水没地域を含む営巣可能地およびその出現状況について、環境調査を含めてのデータの集積が必要。このヤイロチョウの環境影響評価の手法が欠落していたのでは「方法書」の体をなさない。</li> </ul>	<p>ヤイロチョウについては重要な種として平成11年度から分布、生息の状況及び生息環境の状況が適切に把握できる調査手法により、詳細な調査を実施し、その結果に基づき予測・評価を行いました。その結果については、「6.1.6 動物」に記述しています。</p>
23	<p>ヤイロチョウのテープを流しての調査（コールバック法）が行われているが、人工的に囀りを流すことは、囀鳴期はもとより、それ以外の時期でも繁殖や生息への重大な妨害行為である。違法な調査方法がとられている可能性が高い。</p>	<p>平成9年度に、ヤイロチョウの分布状況の把握のため、コールバック法による調査を実施しています。調査においては、コールバック法による調査を短期間にとどめ、繁殖や生息に及ぼす影響を最小限にとどめるよう配慮を行いました。</p> <p>なお、平成11年度以降のヤイロチョウ調査では、コールバック法による調査は実施しておらず、その後の調査で、ヤイロチョウの繁殖が継続的に確認されていることから、平成9年度にコールバック法による調査を実施した影響はなかったものと考えます。</p>

表 4.2-1 方法書についての意見の概要と事業者の見解 (6/16)

No.	意見の概要	事業者の見解
24	調査員の調査への取り組み姿勢に問題がある。地元住民から、あれではクマタカやヤイロチョウを追い出しているようなもの、という批判を払拭するよう、調査員には謙虚な調査姿勢が求められる。	クマタカに限らず、調査は生息及び繁殖に影響を与えないように十分注意を払って実施しており、クマタカやヤイロチョウを追い出しているとの事実はありません。
25	ウズラとヒクイナは、県又は環境省のレッドデータブックに記載されている重要な種に該当するが、環境省発表の「第6回自然環境保全基礎調査 鳥類繁殖分布調査について」で、「特に大幅な減少が見られる種」とされているので、その旨も方法書に記載すべきである。	ウズラ及びヒクイナに関する「第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 調査繁殖分布調査報告書(環境省自然環境局 平成16年3月)」の記述については、「6.1.6 動物」に記述しています。
26	カワガラスは、ダムが作成され溪流であった場所の水深が深く幅が広がることにより、採食環境を狭められ、生息数に影響が生ずると容易に考えられる、重要種に加えるべきである。	カワガラスについては、重要な種の選定基準に該当しないため、重要な種として選定しておりません。対象事業の実施による溪流環境の減少による動物への影響については、生態系の典型性(河川域)の中で予測・評価を行い、その結果を「6.1.8 生態系」に記述しています。
27	方法書の表 3.1.5-5 によると、現地調査で確認した種としてウナギとアユの記載がない。これはその通りだと思うが、調査時点の川が本来の姿かどうかということを検討されたのか。河辺川では、上流の植松堰から船戸川へ発電のために取水されており、山鳥坂ダム予定地では河川の流量が異常に少ない状態である。これは本来の川の状態ではないと考えるが、環境検討委員会の委員はこのことを承知しているのか、また、どう判断されたのか。	方法書表 3.1.5-5 では重要な種について記載しているため、重要な種に該当していないウナギとアユについては記載しておりません。

1.4 生態系

No.	意見の概要	事業者の見解
28	事業予定区域内には様々な生態系が存在する。非生物的環境要素の類型化と共に、生態系の分類を行い、それぞれの生態系の内部構造を明らかにする必要がある。さらに、各生態系の繋がりを把握し、事業によって直接影響を受ける生態系が周囲の生態系に与える影響を予測しうる情報を収集すべきである。 (同種 全2通)	生態系については、様々な視点からのアプローチが考えられますが、様々な要因が複雑に絡み合っており、未解明な分野も多いことから、本環境影響評価では「地域を特徴づける生態系」の上位性、典型性の視点から抽出される複数の注目種等を対象として、調査、予測及び評価を行いました。その結果については、「6.1.8 生態系」に記述しています。
29	クマタカの営巣箇所とその周辺的生活圏についてのデータのみを引用しており、数少ない参考文献に頼りすぎた結果、「視野の狭窄」を招いている。事業区域の地形的な特殊性(肱川の河岸段丘に広がる田畑、集落、里山の総合的な景観が意味する生活空間の多様性、また営巣に適した河辺川の渓谷両岸に連なる急峻な傾斜地の森林、県道の近代化改修工事が行われなかったための昔ながらの動植物の生態的多様性の保持、大きな集落が少ないことからくる水質の優良性等々)についての有機的総合的な見地からの調査が行われていない。	地域を特徴づける生態系を把握するために、上位性、典型性の視点から注目される動植物の種の生息・生育状況及び生息・生育環境の状況を調査しました。その結果については、「6.1.8 生態系」に記述しています。
30	生態系調査は動物調査と並行して行うべきではなく、動物調査の結果を受けて行われるべきである。	生態系の調査は、平成15年度以前の動物等の調査結果を踏まえ、生息・生育する生物群集の状況について平成15年度、16年度に実施しました。

表 4.2-1 方法書についての意見の概要と事業者の見解 (7/16)

No.	意見の概要	事業者の見解
31	<p>多様な鳥類が生息する地域であることを考慮し、重要な種に限定せず「多様な鳥類相」を維持するために必要な予測及び評価の手法を用いるべきである。</p>	<p>重要な種以外の生物群集については、生態系の典型性において予測・評価を行いました。その結果については、「6.1.8 生態系」に記述しています。</p>
32	<p>事業予定区域の生態学的特異性を明らかにし、その保全が図られるよう計画の見直しを含めた対応をすべき。</p>	<p>動植物及び生態系については、調査、予測及び評価を行い、事業による影響をできる限り低減できるよう、環境保全措置の検討を行いました。それらの予測・評価の結果については、「6.1.6 動物」、「6.1.7 植物」及び「6.1.8 生態系」に記述しています。</p>
33	<p>地域の周辺ではクマタカが確認され続けており、地形、植生、人との距離、餌動物の分布、地元専門家の観察記録からも主要な生活圏と判断できる。外に移っているというのは「生活圏」を異常に狭く設定しているためと考えられる。営巣場所が推定4キロメートル移動したのみで生息環境の評価の頂点から外す根拠はゼロに近い。</p>	<p>クマタカのコアエリアについては、「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法」に示されているクマタカの内部構造の考え方に基いて解析したものであり妥当と考えます。この解析結果に基づき、平成14年以降、山鳥坂ダム建設事業により影響を受けると認められる地域にクマタカのコアエリアはないと判断しています。</p>
34	<p>生態系の頂点をなすクマタカを上位性の注目種として選定しないことが以下の理由から理解できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山鳥坂ダム予定地における食物連鎖の頂点ともいうべきクマタカは、生態系の重要な指標と考えられるため。</li> <li>・絶滅危惧種なのに公然と無視している。</li> <li>・営巣は認められていないが事業実施区域周辺で観察されている。</li> <li>・クマタカが事業実施区域からいなくなったのは「最近のほんの一時期」に過ぎず、長い歴史の中で見ると異常な現象と捉えるべき。</li> <li>・クマタカを注目種からはずしていることは、「ダムありき」の姿勢が感じられる。</li> </ul> <p>(同種 全8通)</p>	<p>クマタカは学術上又は希少性の観点からの重要な種として、事業による影響の予測・評価を行いました。その予測・評価の結果については、「6.1.6 動物」に記述しています。</p> <p>生態系の「上位性」では、食物連鎖の上位に位置する種が下位に位置する生物を含めた地域の生態系の保全の指標となるという観点から環境影響評価を行います。</p> <p>そのため、上位性の注目種は、その地域において営巣又は繁殖している等、依存度が高く、現在も利用していることが選定要件と考えています。</p> <p>クマタカは、平成11年～17年の事業者の現地調査結果から、平成14年以降、周辺つがい又はつがいを形成していない個体（フローター）が飛来することを確認していますが、事業により影響を受けると認められる地域につがいが生息しておらずコアエリアとして利用されていないと判断しています。現在のクマタカの分布については、種の保全の観点から可能な範囲で「6.1.6 動物」に記述しています。</p> <p>以上のことから、クマタカを上位性の注目種に選定することは、山鳥坂ダム建設事業における生態系の影響評価につながらないため、上位性の注目種に選定しませんでした。</p>
35	<p>環境省（当時環境庁）発行の「猛禽類保護の考え方（特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて）」のP.67に、「同じつがいであっても年による行動の違いに留意する必要がある」とあるので、巣の場所が変わったとしてクマタカを注目種から外すのではなく、全体を大きな行動圏としてとらえ、クマタカを通して調査区域における生態系全体への影響を評価すべきである。</p>	<p>生態系の上位性（陸域）の予測・評価は、「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法」に示されているコアエリアの改変の程度によって行いました。この考え方によると、現在、事業により影響を受けると認められる地域にはコアエリアとなっておらず、山鳥坂ダム建設事業における生態系の影響評価につながらないため、上位性の注目種に選定しませんでした。</p>

表 4.2-1 方法書についての意見の概要と事業者の見解 (8/16)

No.	意見の概要	事業者の見解
36	<p>平成4年度から5年度にかけて県が行った調査では、肱川水系地域は、「標高500m以上の森林で営巣繁殖する」というクマタカの習性に関する従来の見地から、空白地帯とされていたが、現在、複数個体が生息又は繁殖まで確認されている。このような特別な地域に現在、生息や繁殖が確認されている事実を重大に受け止めなければならない。また、それをあえて上位性の注目種としない根拠を提示するべきである。</p>	<p>クマタカを上位性の注目種として選定しない根拠についてはNo.34の事業者の見解に示したとおりです。</p>
37	<p>クマタカの繁殖周期は、2年ないし3年であり、また猛禽類のなかでも、生まれた子供を親とは異なるテリトリーに追いやるという「追い出し行動」を比較的行わない種として知られている(森本、飯田、1992、「日本のワシタカ類」1995)。事業実施区域周辺の個体数の増加により、事業実施区域を生活基盤とするクマタカが出現することが十分に予測される。</p>	<p>今後とも、クマタカを対象としたモニタリング調査を継続的に実施します。また、その調査結果を総合的に検討し、状況の変化が認められた場合は、適切に対処します。</p>
38	<p>サシバ、オオタカを注目種として取り上げること自体に問題はないが、環境省発行の「環境アセスメント制度のあらまし」P10で、「目的クリア型からベスト追求型へ」とあるように、オオタカの食べる生物の偏りをサシバで補うのではなく、最初からクマタカも選定すべきである。</p>	<p>クマタカを上位性の注目種として選定しない根拠についてはNo.34の事業者の見解に示したとおりです。</p>
39	<p>オオタカ、サシバを上位性の注目種に選定することは以下の理由から注目種選定の観点に当てはまらず、年間を通して生息している留鳥のクマタカをわざわざ置き換える意味がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オオタカは冬鳥、サシバは夏鳥であり、両種とも年間を通じ生息していない。</li> <li>・オオタカは県下にはいくつかの繁殖記録が現れ、「留鳥」とみる動きがあるが、「越冬ツバメ」などと同じく、数例の特殊なものを指して「留鳥」と断定、区分することは学問上認められていない。</li> <li>・サシバは、アカマツの大木など明るい林に営巣し、暗い森林に営巣するクマタカとは生態が異なる。</li> <li>・オオタカ、サシバは里山の鳥であり、「深山」の森林性の鳥であるクマタカと大きな相違点がある。</li> <li>・オオタカ、サシバ両種ともクマタカと比べ餌生物や採餌形態の相違点大きい。</li> <li>・オオタカについて越夏個体と冬季渡来個体の識別を行わず影響評価を行うことは問題である。</li> <li>・観察の容易さについても、当該地域の急峻な地形や植生ではクマタカのほうが解析しやすい。</li> </ul> <p>(同種 全2通)</p>	<p>クマタカを上位性の注目種として選定しない根拠についてはNo.34の事業者の見解に示したとおりです。そのため、上位性の注目種は、クマタカと同様に食物連鎖の上位に位置すると考えられるオオタカとサシバをクマタカの代わりに選定しました。</p> <p>オオタカは、平成9年～17年の事業者の現地調査において、山鳥坂ダム周辺において周年生息を確認していることから留鳥であり、また、事業により影響を受けると認められる地域に行動圏をもつがいの生息を確認していることから依存度が高いと考えます。</p> <p>サシバは平成15年～17年の現地調査において事業により影響を受けると認められる地域に行動圏をもつがいを確認しており依存度が高いと考えます。</p> <p>以上のことから、上位性の注目種としてオオタカ及びサシバの2種を選定しました。なお、オオタカは餌動物として鳥類を選好しますが、両生類・爬虫類等の小型動物を餌動物とするサシバを選定することにより、双方の欠点を補完することができると判断しました。</p>



表 4.2-1 方法書についての意見の概要と事業者の見解 (9/16)

No.	意見の概要	事業者の見解
40	<p>注目種の選定は事業予定区域内の生態系の分類を踏まえ、それぞれの生態系ごとに上位性等を考慮して選定すべきである。例えば、森林生態系においては、オオタカ、サシバだけでは事業計画地の環境への影響を予測、評価するには十分ではない。事業計画地はクマタカの潜在的な生息地であり、クマタカ、ハチクマも注目種に含むべきである。</p>	<p>上位性の注目種として、オオタカ及びサシバを選定した理由については、No. 39 の事業者の見解に示したとおりです。ハチクマについては、ハチ類を選好することから、上位性の注目種としては適さないと判断しました。</p>
41	<p>ヤイロチョウは、事業実施区域周辺で観察されているにもかかわらず、営巣が認められていないことを理由に注目種としないのは理解できない。 (同種 全2通)</p>	<p>ヤイロチョウは学術上、又は希少性の観点から重要な種として事業による影響の予測・評価を行い、その結果を「6.1.6 動物」に記述しています。 生態系については、事業者による調査結果を踏まえ、上位性、典型性の観点から注目種等の選定を行いました。その過程については、「6.1.8 生態系」に記述しています。 ヤイロチョウは、樹林に生息する、主にミミズ類を餌とする小型の鳥類であることから、生態系の上位性（食物連鎖の上位に位置する種）及び特殊性（コウモリのように特殊な生息環境に生息する種）の注目種として選定しませんでした。 また、典型性については、地域を特徴づける典型的な生息・生育環境の変化の程度から事業による影響の予測・評価を行っており、個々の種を注目種として選定しませんでした。</p>
42	<p>ヤイロチョウとミゾゴイについては、日本がアジアにおける重要な繁殖地であるとの認識を持ち、注目種として生活史、行動圏、食性、繁殖場所、採餌場所など、事業の実施に伴い両種の生息にどのような影響が生じるのか判断するに耐えうる情報を収集すること。また、生息環境の条件においても、微地形、土壌、植生など事業予定区域内における両種の生息環境特性を明らかにすること。</p>	<p>ヤイロチョウ及びミゾゴイについては、重要な種に該当することから、調査により予測に必要な分布、生息の状況及び生息環境の状況等の情報を収集し、事業による影響について予測・評価を行いました。その結果については、「6.1.6 動物」に記述しています。</p>
43	<p>山鳥坂ダム建設予定地域では 35 種の重要な種を含む 126 種もの鳥類が生息しているという「特殊性」、猛禽類ではクマタカ、ハチクマ、オオタカ、サシバの 4 種が同所的に繁殖可能な環境であるという「特殊性」、ヤイロチョウ、ミゾゴイの 2 種が同所に生息するという「特殊性」があると考えられることから、地域の「特殊性」の観点からも注目種及び群集を選定すべきである。</p>	<p>生態系の特殊性とは、「特殊な生息・生育環境とそこに生息・生育する生物群集」であり、洞窟や湿原、湧水地のような特殊な生育・生息環境とそれを基盤とする生物群集を対象としています。 山鳥坂ダム周辺には、洞窟性の生物群集が成立する可能性がある環境として、カラ岩洞がありますが、事業者の調査の結果、洞窟に特有の昆虫等は確認されなかったため、生態系の特殊性に該当しないと判断しました。 以上のことから、指摘されている生物については特殊性にあてはまらないことから、生態系の特殊性には該当しません。</p>
44	<p>移動・分散能力（空中滑空・地下残層）・繁殖力などの特殊性から、モモンガ・コテングコウモリ・インドジョウなどを特殊性の注目種に選定すべきである。また、特殊性の観点からダム湖・新設県道が各動物群に及ぼす影響について調査すべきである。</p>	<p>モモンガ、コテングコウモリ及びインドジョウについては学術上、又は希少性の観点から重要な種として事業による影響の予測・評価を行い、その結果を「6.1.6 動物」に記述しています。 生態系の特殊性に選定しない理由については、No. 43 に示すとおりです。</p>

表 4.2-1 方法書についての意見の概要と事業者の見解 (10/16)

No.	意見の概要	事業者の見解
45	<p>移動性については、採用していないが、ダムができることで深い水深と広い幅の水域が出現する。このことにより、小型の哺乳類、飛翔力のないか弱い昆虫類、および貝類は、地域個体群の構成がいびつに分断され、個体数を減らすものもいると考えられる。「移動性」についても、生態系に関する視点として採用すべきである。</p>	<p>生態系の移動性とは、「複数の環境を移動し生息する種及びその生息環境」であり、シカのように広い行動圏を有し季節移動をする種を対象としています。そのため、小型の哺乳類や飛翔力のない昆虫類、貝類は移動性として取り扱いませんでした。なお、移動性の小さい動物の重要な種については、貯水池の出現による影響について直接改変として予測を行いました。</p> <p>その内容については、「6.1.6 動物」に記述しています。</p>

2. その他の意見

No.	意見の概要	事業者の見解
46	<p>「方法書」は以下の理由で非常にわかりにくい。各章に概説や専門用語には説明や注釈をつける等により一般市民が理解できる内容にすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図表の羅列が多く、具体的な説明がない。</li> <li>・各章に「前文」、「概説」、「結論」などが無い。</li> <li>・「予測の手法」「評価の手法」「調査、予測及び評価の手法の選定理由」の各欄が判でおしたように事務的である。</li> <li>・専門用語ではなく、市民（納税者）の理解できる叙述文での「調査方法」等の説明。作表の関係などで不可能な場合は、余白あるいは巻末などに「語句説明」が必要である。</li> <li>・あまりにもわかり難く一般市民に対して、熱意と誠意をもって説明しようとする姿勢が全く感じられない。 (同種 全9通)</li> </ul>	<p>準備書の作成にあたっては、記載内容について説明不足となることのないよう留意しました。また、難解な表現をできるだけ避け、専門用語については用語説明を記載したり、図表を用いて説明したりするなど、理解しやすくなるよう努めました。</p>
47	<p>この方法書は、誰が調査し取りまとめたものなのか不明である。責任の所在が明らかでない。</p>	<p>事業者は「第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」に記述しており、国土交通省四国地方整備局であり、同局の責任で環境影響評価を行っています。また、環境影響評価に係る業務の一部の委託者の名称については、「第7章 環境影響評価に係る業務の一部を委託された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」に記述しています。</p>

表 4.2-1 方法書についての意見の概要と事業者の見解 (11/16)

No.	意見の概要	事業者の見解
48	<p>国土交通省は、平成 14 年 12 月、「河川事業の計画段階における環境影響の分析方法に関する検討委員会」の「河川事業の計画段階における環境影響の分析方法の考え方」と題する提言を受け、この提言を適用して河川整備計画の策定作業を行うこととしている。</p> <p>しかし、方法書は、下記の項目において提言に明らかに違反している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提言は、複数案の比較検討を必要としているが、複数案の比較検討をすることになっていない。</li> <li>・提言は、複数案を検討する場合には、山鳥坂ダムを建設しない案についての検討も必要としているが、そのような案についての検討もなされていない。</li> <li>・クマタカを生態系の上位性の注目種として選定しないことについては、野鳥の会の会員などからの多数の反対意見がある。そうであればクマタカを対象種とした評価方法案との比較検討が必要となる。</li> <li>・山鳥坂ダムには治水効果が著しく低い。堤防整備の方が環境にはやさしい。</li> <li>・山鳥坂ダムは、費用対効果の点でも非効率的である。国土交通省の案では、ほとんど金銭に換算できない「正常な流量」についての効果を過大に評価して算定しており、ダムによる環境悪化を考えれば、マイナスが大きい。</li> </ul> <p>(同種 全 2 通)</p>	<p>「河川事業の計画段階における環境影響の分析方法の考え方(平成 14 年 12 月 河川事業の計画段階における環境影響の分析方法に関する検討委員会)」の提言は、河川整備計画の策定段階における環境影響の分析方法(複数案の比較検討等)の基本的な考え方を取りまとめたものです。</p> <p>「肱川水系河川整備計画(平成 16 年 5 月策定)」でも、地域の意見を反映する過程において、本提言の考え方に沿って山鳥坂ダムを建設しない案も含めた複数案の比較検討を行っています。</p>

表 4.2-1 方法書についての意見の概要と事業者の見解 (12/16)

No.	意見の概要	事業者の見解
49	<p>環境影響評価のための調査等に、国民の税金（経費）がかかりすぎている。方法書を作成するための調査費等に平成 17 年度だけで 2 億 9 千 1 万円（ダム事務所随意契約）の費用はあまりに過大であり、単純に該当予算の年度内消化をしているとしか考えられない。 （同種 全 6 通）</p>	<p>環境影響の予測・評価を適切に行うためには、予測・評価への活用に耐えうる十分な精度・量のデータが必要であり、必要なデータを得るための調査には一定の費用がかかります。なお、入札・契約手続き、業務執行等については適切に行っています。</p>
50	<p>方法書及び準備書（案）等の作成及び委員会運営補助に 1 億円近い経費は払い過ぎである。テンの調査にも 23,625 千円、鳥類の調査に 50,000 千円近く、どれをとってもあまりに並はずれの経費、地元の業者は 1 社も入っていない。 （同種 全 2 通）</p>	
51	<p>98,175,000 円の予算額のなかで実施されるには、今までに環境検討委員会の開催が 3 回というのは少なすぎる。従って「方法書」そのものがデータ羅列中心の非常に粗雑な作りとなった。上記予算の計上が潤沢すぎるため、かえって非能率的な方法書となっている。税金の生かされない契約方式や影響評価方式の抜本的な改革が望まれる。</p>	
52	<p>方法書の作成費用は、平成 17 年度だけで 2 億 9 千万円であり、しかも随意契約であるとのことである。もっと一般市民にわかりやすいものを作るという視点で契約方法を見直すべきである。また、多額の税金投入の内容、内訳について公表すべきである。</p>	
53	<p>経費に見合う成果物が得られているか検証するために「方法書」に随意契約結果及び契約の内容、委託業者名とその実績、担当調査員名とその資格・実績等を「方法書」に記載すべきである。 （同種 全 3 通）</p>	
54	<p>山鳥坂ダムの事業の目的である下流への洪水防止効果について以下の点から疑問である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水調節容量が有効貯留量の 23,300,000m<sup>3</sup>の約半分（石手川ダム貯水池程度の容積分）しかない。</li> <li>・平成 17 年 9 月の台風 14 号により総貯留量が 11 倍（集水面積は 8 倍）もある早明浦ダムが一日にして満水に達したことからみても、小型小規模の山鳥坂ダムが効果を発揮するとは到底考えられない。</li> <li>・洪水調節機能を失いかけている鹿野川ダムの半分の規模でしかない山鳥坂ダムが、有効な洪水調節機能を果たせるとは、到底考えられない。</li> <li>・ダムの目的は建設前からすでに失われている。</li> </ul>	<p>山鳥坂ダムの建設については、学識経験者、関係住民、県知事及び市町村長との議論を経て、平成 16 年 5 月に策定された肱川水系河川整備計画に位置づけています。</p>
55	<p>「洪水調節と流水の正常な機能の維持」の 2 点のみが目的である。（「方法書」2-1）。このような単機能に近いダムは、全国的にも珍しいとされる。</p>	

表 4.2-1 方法書についての意見の概要と事業者の見解 (13/16)

No.	意見の概要	事業者の見解
56	<p>「鹿野川ダムの治水能力」について説明するよう再三の要求に対しても、野村ダムと鹿野川ダム、あるいは鹿野川ダムと山鳥坂ダムを併合した数値などでしか示すことができない実態にある。山鳥坂ダムの明確な機能についての把握がなされていないのではないか。</p>	<p>山鳥坂ダムの建設については、学識経験者、関係住民、県知事及び市町村長との議論を経て、平成 16 年 5 月に策定された肱川水系河川整備計画に位置づけています。</p>
57	<p>「肱川の洪水調節能力の低下」が著しく、その数値は山鳥坂ダム約 4 個分に匹敵すると治水関係の専門家に指摘されている。四国地方整備局が河床の管理など肱川の維持、管理のメンテナンスを疎かにしている結果ではないか。</p>	<p>肱川流域の河川整備等については、学識経験者、関係住民、県知事及び市町村長との議論を経て、平成 16 年 5 月に策定された肱川水系河川整備計画に位置づけています。</p>
58	<p>肱川水系の洪水対策は、堤防のかさ上げ並びに河川管理（いわゆる河床掘削や河畔林管理などのメンテナンス）がもっとも効果的かつ経済的であると、各分野から指摘されている。 (同種 全 2 通)</p>	
59	<p>治水のためには、ダム下流の河道及び堤防整備、鹿野川ダムの改造が優先されるべきである。また、堤防整備のほうが環境にも優しい。</p>	
60	<p>山鳥坂ダム建設計画は、理論的、法律的、住民合意、費用対効果のいずれの面においても下記の点で問題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肱川水系の最大洪水(基本高水)を平成 2 年 9 月の洪水から引き伸ばし計算、6,300m<sup>3</sup>/s としているが、これ以外に 6,300m<sup>3</sup>/s となる洪水事例はない。</li> <li>・事業評価監視委員会は「環境と治水」を挙げて多目的ダムとしたが、多目的ダム法に環境目的はない。</li> <li>・住民運動の名簿に関する情報公開や流域委員会の市民の抗議に対する刑事告発などの手段を取ったことが示すように、住民の合意が得られていない。</li> <li>・肱川水系河川整備計画は、3 ダムで洪水調節効果を 1,100m<sup>3</sup>/s としているが、費用対効果分析は、1,300m<sup>3</sup>/s で計算し、効果を水増ししている。</li> </ul>	<p>山鳥坂ダムの建設については、学識経験者、関係住民、県知事及び市町村長との議論を経て、平成 16 年 5 月に策定された肱川水系河川整備計画に位置づけています。</p>
61	<p>すぐれた自然環境、水環境、生態系が残された数少ない県内の貴重な地域に悪影響を与える本事業は中止すべきである。</p>	<p>山鳥坂ダムの建設については、学識経験者、関係住民、県知事及び市町村長との議論を経て、平成 16 年 5 月に策定された肱川水系河川整備計画に位置づけています。なお、山鳥坂ダム事業を進めるにあたっては、環境影響評価の結果を踏まえ、事業者として実行可能な対応を図っていきます。</p>
62	<p>鹿野川ダムでは、当時予想もしない地滑り、アオコの発生、水質の悪化で肱川の水は死んでしまった。同様に河辺川の自然を破壊するダム建設は許容できない。</p>	<p>山鳥坂ダムの建設については、「肱川水系河川整備計画（平成 16 年 5 月策定）」において検討され必要と判断されています。なお、山鳥坂ダム事業を進めるにあたっては、環境影響評価の結果を踏まえ、事業者として実行可能な対応を図ります。</p>

表 4.2-1 方法書についての意見の概要と事業者の見解 (14/16)

No.	意見の概要	事業者の見解
63	<p>河辺川流域は地すべり地帯であり、山鳥坂ダムができた地すべりが生じる懸念がある。全国のダムがそうであるように土砂が堆積、効果のない砂防ダムになる可能性がある。</p>	<p>土地の安定性については事業計画の中で検討を行い、必要に応じ地すべり対策等の措置を講じます。山鳥坂ダムは100年間で堆積する土砂量を170万m<sup>3</sup>と予測し、その土砂量と同等の堆砂容量を確保しています。</p>
64	<p>鹿野川ダム湖のpHは夏場pH10近くに達するが、山鳥坂ダム建設においても同様の問題が発生する可能性がある。かつて河辺川で水を堰き止めたら異臭を放つようになった。清流でも貯めれば腐る。</p>	<p>水質については、工事中及びダム供用後における水質変化について予測を行い、その結果を踏まえて環境保全措置の検討を行いました。これにより、事業者として、水質に係る環境影響が実行可能な範囲でできる限り回避、低減されると判断します。山鳥坂ダムの予測の結果については「6.1.4水質」に記述しています。</p>
65	<p>水質調査結果（「方法書」3-28）においても「鹿野川ダム」の「水素濃度の環境基準を満たさない検体数」は、358検体中122にも上っている。これは工場排水などで公共水面に流した場合、たちまち処罰の対象となる数値である。これら改善の方策が立てられない環境汚染の元凶となるダムを、さらに増設することは許されない。</p>	<p>一般に湖沼及びダム貯水池では、夏季に植物プランクトンの光合成に起因する炭酸水素イオン（弱アルカリ性）の増加により、昼間に水素イオン濃度指数（pH値）が高くなるということが知られています。方法書において鹿野川ダムの水素イオン濃度指数（pH値）の環境基準を満たさない検体数が、358検体中122であるのは、このような要因と考えています。このpH値の増加は、水質汚濁防止法で規制されているいわゆる工場などからの強アルカリ水の排水によるものではありません。</p> <p>水質については、工事中及びダム供用後における水質変化について予測を行い、その結果を踏まえて環境保全措置の検討を行いました。これにより、事業者として、水質に係る環境影響が実行可能な範囲でできる限り回避、低減されると判断します。予測の結果については「6.1.4水質」に記述しています。</p> <p>また、山鳥坂ダムの建設については、肱川水系流域委員会の議論を経て、平成16年5月に策定された肱川水系河川整備計画に位置づけられています。なお、山鳥坂ダム事業を進めるにあたっては、環境影響評価の結果を踏まえ、事業者として実行可能な対応を図ります。</p>
66	<p>肱川流域の水質や自然環境に与える影響、水中生物やそれに依存する生物、いわば生態系全体に与える多大の悪影響を考慮すれば、ダムの建設によって益するのは、ごく一部のものに限られ、それもまた一過性のものにすぎない。</p>	<p>山鳥坂ダムの建設については、肱川水系流域委員会の議論を経て、平成16年5月に策定された肱川水系河川整備計画に位置づけられています。なお、山鳥坂ダム事業を進めるにあたっては、環境影響評価の結果を踏まえ、事業者として実行可能な対応を図ります。</p>
67	<p>今でも白い泡が流れ、水が濁り、pHが高いのに、工事車両が入ることによって、さらに水質悪化になるのではないかと懸念される。四万十川のように石けん利用普及を広めるとか森や広葉樹林を守るということも大事。</p>	<p>水質については、工事中及びダム供用後における水質変化について予測を行い、その結果を踏まえて環境保全措置の検討を行いました。これにより、事業者として、水質に係る環境影響が実行可能な範囲でできる限り回避、低減されると判断します。予測の結果については「6.1.4水質」に記述しています。</p>

表 4.2-1 方法書についての意見の概要と事業者の見解 (15/16)

No.	意見の概要	事業者の見解
68	<p>山鳥坂ダム環境検討委員会は、以下の点で問題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の位置づけが不明確。</li> <li>・委員会の責任が不明確。</li> <li>・委員の選考基準が不明確。</li> <li>・委員として適さない者が2名いる。</li> <li>・担当専門分野に疑問を抱かせる委員構成が見受けられる。またその疑問の提起に対し、事後適当に担当替えをした形跡も見られる。</li> <li>・事務局の説明時間が長く実質の討議時間が不足しており、事務局提案に対するおおざっぱな追認にしかっていない。</li> <li>・事務局が説明した上位性選定の観点が、第2回委員会の議事録では「周年生息している留鳥」、第3回では「年間を通じて生息もしくは繁殖」となっているが、説明がされていない。</li> <li>・クマタカの生活圏や態様についてどう判断するかが重要な検討課題であるはずが、事務局提案の「すんでいない」「餌を捕りに来ていない」という前提からスタートしている。</li> <li>・委員会に非公開の部分を受け、その重要なデータによって大事な判断がなされているように見せかけており、不利なデータの扱いに苦心しているとも推測される。</li> <li>・クマタカ、ヤイロチョウを注目種から外している。(同種 全2通)</li> </ul>	<p>山鳥坂ダム環境検討委員会の位置づけについては、運営要領(ホームページ(<a href="http://www.skr.mlit.go.jp/yamatosa/">http://www.skr.mlit.go.jp/yamatosa/</a>))で公開)に整理しています。</p> <p>委員の選考については、地域の自然環境や状況に詳しい県内の学識経験者の方を中心に、各分野のバランスに配慮しながら選定しており、適正であると考えています。</p> <p>また、委員会は原則公開で行っており、運営面においても適正であると考えています。</p> <p>なお、委員会の非公開の部分については、希少な動植物の生息場所に関する議論を行う際に委員が必要と認めて非公開としたものであり、希少な動植物の保護の観点から必要な措置であったと判断しています。</p> <p>なお、一般の方々に対して会議の内容を適正に伝える必要があることから、第6回委員会から報道関係者に対しては非公開部分についても公開しています。</p> <p>クマタカ及びヤイロチョウを注目種としない理由については、それぞれ No. 34、No. 41 の事業者見解に示したとおりです。</p>
69	<p>2005年の台風14号について、国と県は「鹿野川ダム、野村ダムによって、下流の水位を下げた一肱川はんらん 県などが評価ー」として「東大洲地区の市街地へのはんらんがなかった。」と発表している(愛媛新聞2005年9月17日付け)。堤防整備の行われた東大洲地区への被害が無いのは当然であり、堤防整備対策が不十分な西大洲、菅田地区の2年連続のはんらん被害については発表されていない。またダム堤体を守るために操作自体に問題があるにもかかわらず、都合のいい部分のみの広報が見られる。</p>	<p>平成17年9月16日の記者発表資料は、山鳥坂ダム工事事務所のホームページ(<a href="http://www.skr.mlit.go.jp/yamatosa/">http://www.skr.mlit.go.jp/yamatosa/</a>)、大洲河川国道事務所のホームページ(<a href="http://www.skr.mlit.go.jp/oozu/">http://www.skr.mlit.go.jp/oozu/</a>)に公表しています。本資料において、平成16年と平成17年の西大洲及び菅田地区の被害状況及び野村ダム・鹿野川ダムの洪水調節の状況も記載されています。</p>
70	<p>2004年の台風16号についての四国地方整備局の「河辺川区間の洪水被害額」は31億3,700万円と発表されている。一方、肱川町役場の調査による実際の被害額は「農地が2カ所、合計1ヘクタールの冠水で被害額は20万円」だけである。いかに不誠実な統計調査や発表を行っているか、その実例が見られる。</p>	<p>平成16年の台風16号の被害については、山鳥坂ダム事務所のホームページ(<a href="http://www.skr.mlit.go.jp/yamatosa/">http://www.skr.mlit.go.jp/yamatosa/</a>)に公表している記者発表のとおりです。</p>

表 4.2-1 方法書についての意見の概要と事業者の見解 (16/16)

No.	意見の概要	事業者の見解
71	<p>2004年7月19日の愛媛新聞“門”欄の「“山鳥坂ダム不必要 河川改修を”にお答え」で河川計画課長は「ダムに流入する水量より多くの量を下流に流すことはないので、ダムが洪水被害を助長することはありません。」と断言しているが、8月30日には早くも放水量が流入量を超える操作が行われ、ダムの洪水調節機能は失われている。これらの問題点を踏まえて鹿野川ダムの放水トンネル新設など改修工事を行わざるを得ない事態を招いている。国や県などの「自らにのぞましい」発言と事実との相違点がたびたび明らかになり、この種の虚偽の報告や発表に頼らざるを得ない実態は、もはや本事業の破綻を物語っており、すでに多方面での信頼を失っているといえるのではないかと。</p>	<p>山鳥坂ダムの建設については、学識経験者、関係住民、県知事及び市町村長との議論を経て、平成16年5月に策定された肱川水系河川整備計画に位置づけています。</p>
72	<p>大洲地域でだいたい2年に1回程度やってくる洪水被害に対し、既存の鹿野川ダムがなんら貢献しておらず、むしろある時は流入量よりも放水量が大きくなったために逆に被害を増加させたという実績のあることは周知の事実である。</p>	<p>肱川流域の河川整備等については、肱川水系流域委員会の議論を経て、平成16年5月に策定された肱川水系河川整備計画に位置づけられています。</p>
73	<p>方法書の縦覧は、一ヶ月としているが、なぜ意見書提出期限まで縦覧をさせないのか。早々とインターネット上からも消去していることなども理解し難い。一人でも多くの住民に知ってもらいたいという姿勢が見えないことは疑問である。</p>	<p>方法書の縦覧は、環境影響評価法第7条に基づき、方法書の縦覧期間の日から起算して1ヶ月間としました。</p>
74	<p>特定集団（例えば日本野鳥の会愛媛県支部など）に限定で「方法書」についての説明会を開くことが適切な行為なのか疑問である。公平性や公共性をもととする公告縦覧の機能を損なうものでないか。</p>	<p>環境影響評価の目的を達成するため、関係自治体や地域の現状に詳しい専門家等に対し必要に応じて説明を行うものであり適切と考えます。</p>
75	<p>ホームページに掲載されている「クマタカの調査について」の「平成16年までのクマタカの行動圏」の概念図では、河辺川が北に向かって流れているように見える。営巣地をぼかすための操作かもしれないが、誤りではないのか。 (同種 全2通)</p>	<p>山鳥坂ダム工事事務所のホームページ (<a href="http://www.skr.mlit.go.jp/yamatos/">http://www.skr.mlit.go.jp/yamatos/</a>) に掲載している概念図は、クマタカの行動圏の状況を理解していただくためのものであり、クマタカの営巣位置が特定できないようにしたものです。</p>